

総合地球環境学研究所の名義使用許可に関する規則

令和 4年 5月 18日 制定

規則第 44号

令和 6年 4月 8日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の区分)

第 2 条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 主催 研究所が事業（会議、研究会、シンポジウム、セミナー等の催事）を主体的に開催する場合
- 二 共催 研究所を含む複数の団体等が主体となり、共同して事業を実施する場合（研究所の職員が企画、運営に参画するものに限る。）
- 三 後援 第三者が主体となる事業等に対し、研究所がその趣旨に賛同し、協力する場合（研究所は、原則として、事業の実施にかかる経費を負担しないものとする。）
- 四 その他これに類する名義 特に事業を開催する主体となる者から要望がある場合

(名義)

第 3 条 研究所の名義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所
- 二 総合地球環境学研究所
- 三 **Research Institute for Humanity and Nature (RIHN を含む)**

(団体の範囲)

第 4 条 名義の使用許可を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が主催するものとする。

- 一 国及び地方公共団体の機関
- 二 教育研究機関及び学術団体（任意団体を含む。）
- 三 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- 四 新聞社等
- 五 その他所長が適当と認める団体

(許可の基準)

第5条 名義の使用許可を受けることができる事業は、研究所の目的及び使命に沿い、その名称を冠するに相応しい事業であり、次の各号に掲げる基準をすべて満たすものとする。

- 一 地球環境学及びこれに関連する教育研究、学術の発展及び普及に寄与する事業等で、かつ、事業等の目的が研究所の発展に寄与すると認められること
- 二 団体等の存立基盤が明確であり、かつ、当該事業等を遂行できる能力があると認められること
- 三 事業等の開催計画が明確であり、かつ、研究所の業務遂行に支障をきたさないものであること
- 四 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われたいこと
- 五 参加費を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められるものであること
- 六 許可すべきでないとする特段の事由がないこと

(申請手続)

第6条 名義の使用許可を希望する団体等は、原則として事業等の開催日の1か月前までに、所定の申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、所長に申請するものとする。

- 一 定款、会則等
- 二 役員名簿等
- 三 事業の目的、実施計画、その他内容に関する書類
- 四 事業の収支予算に関する書類(参加費が有料である場合)
- 五 従来から実施している行事である場合は、前回の行事を明らかにする書類(前回の開催要項等)
- 六 その他必要な書類

2 研究所の教職員が職務に関連して行う事業等(IS・FSを含む)については、Web上のイベント管理システム(event-reg)への入力をもって、申請を省略することができる。ただし、参加費の徴収等により収支が発生する事業については、所定の申請書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて、所長に申請するものとする。

(名義使用の許可)

第7条 名義の使用許可又は不許可は、所長が決定するものとする。なお、所長は必要に応じ研究戦略会議その他関係機関等の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第8条 名義の使用許可又は不許可を決定したときは、所定の通知書(別記様式第3号)又は(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること
- 二 事業を行うに当たって、研究所の施設、設備等を利用するときは、研究所の関係諸規則に従うこと
- 三 研究所の名義使用に加え、研究所のロゴマーク及びロゴタイプを使用する場合は、この規則に定めるもののほか、総合地球環境研究所ロゴマークに関する規則及びビジュアルアイデンティティガイドブックの定めに従うこと

(報告書の提出)

第10条 名義使用を許可された者は、事業終了後、直ちにその結果について所定の報告書(別記様式第5号)を提出しなければならない。ただし、研究所の教職員が職務に関連して行う事業等(IS・FSを含む)については、Web上のイベント管理システム(event-reg)への入力をもって、報告書を提出したとみなすことができる。

(許可の取消)

第11条 所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 第9条各号に掲げる事項に違反したとき
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき
- 三 その他、名義を使用させることが適当でないと認めたとき

(庶務)

第12条 名義の使用に関する事務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第13条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所後援名義使用に関する規則(平成16年5月10日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

人間文化研究機構

総合地球環境学研究所長 殿

団 体 名

代表者・職氏名

事務所所在地、電話番号、郵便番号

名 義 使 用 許 可 願

このたび、下記事業を開催することになり、本事業を一層有意義なものとするために、総合地球環境学研究所の名義使用を許可くださるよう関係資料を添えて申請します。

なお、本事業終了後は直ちにその結果を報告いたします。

| | |
|---|--|
| 1 名義の区分 | 共催・後援・その他（ ） ※ロゴマークの使用を希望する <input type="checkbox"/> |
| 2 事業名 | |
| 3 開催期間 | |
| 4 開催場所 | |
| 5 事業の概要 (目的及び内容) | |
| 6 主催(共催)団体 等名 | |
| 7 本事業に係る団体 等代表者 | 職名 氏名 |
| 8 申請理由 (学術的意義、研究所との 関連性及び名義使用の意義) | |
| 9 事業経費(総額、 内訳及び負担方法) | |
| 10 一般参加者の有 無・参加予定者数及 び募集方法 | |
| 11 研究所の所内担 当者 | 所属・職名 氏名・メールアドレス |
| 12 団体等の事務担 当者 | 所属・職名 氏名・メールアドレス |

※定款、会則等団体等の概要を示す資料のほか、当該事業に係る実施計画書等を添付願います。
(所長が必要ないと認める場合は、資料の添付を省略できます。)

総合地球環境学研究所長 殿

名義使用許可願

申請者 所属・職名
氏名

| | |
|---|--|
| 1 名義の区分 | 主催・共催・後援・その他 () ※ロゴマークの使用を希望する <input type="checkbox"/> |
| 2 事業名 | |
| 3 開催期間 | |
| 4 開催場所 | |
| 5 事業の概要 (目的及び内容) | |
| 6 主催団体等名 (共催・後援・協賛 の場合) | |
| 7 本事業に係る団 体等代表者 | 職名 氏名 |
| 8 申請理由 (学術的意義、研究 所との関連性及び 名義使用の意義) | |
| 9 事業経費(総額、 内訳及び負担方法) | |
| 10 一般参加者の有 無・参加予定者数及 び募集方法 | |
| 11 上長(部長、PD、 センター長等)の了承 | 所属・職名 了承済 <input type="checkbox"/> 氏名・メールアドレス |
| 12 所内責任者※ | 所属・職名 氏名・メールアドレス |
| 13 事務担当者 | 所属・職名 氏名・メールアドレス |
| 14 確認事項 | 本事業終了後は、速やかにその結果について、所内のイベン 了承済 <input type="checkbox"/> ト管理システム(event-reg)を通じ、報告すること |

※12 所内責任者とは、以下を指す。

- ・プログラム → プログラムディレクター (PD)
- ・プロジェクト → プロジェクトリーダー (PL)
- ・IS → プログラムディレクター (PD)。11 の了承を以て充てるため、12 には IS 提案者名を記載
- ・FS → FS 代表者を記載

名義使用許可通知書

(申請者) 殿

人間文化研究機構 総合地球環境学研究所長
○○ ○○

年 月 日付で申請のありました本研究所の名義の使用について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

| | |
|---------------------|--|
| 1 名義の区分 | 主催・共催・後援・その他（ ） ※ロゴマークを使用 <input type="checkbox"/> |
| 2 事業名 | |
| 3 開催期間 | |
| 4 開催場所 | |
| 5 事業の概要 (目的及び内容) | |
| 6 主催(共催)団体 等名 | |
| 7 本事業に係る団体等代表者 | 職名 氏名 |
| 8 所内責任者 | |
| 9 条件 | |

名義使用不許可通知書

(申請者) 殿

人間文化研究機構 総合地球環境学研究所長
〇〇 〇〇

年 月 日付で申請のありました本研究所の名義の使用について、下記のとおり許可しないことに決定しましたので通知します。

記

| | |
|---------|---|
| 1 名義の区分 | 主催・共催・後援・その他 () ※ロゴマークを使用 <input type="checkbox"/> |
| 2 事業名 | |
| 3 理由 | |
| 4 備考 | |

令和 年 月 日

人間文化研究機構

総合地球環境学研究所長 殿

団 体 名

代表者・職氏名

事務所所在地、電話番号、郵便番号

事 業 完 了 報 告 書

先に総合地球環境学研究所の名義使用許可を得て実施した事業について、下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

| | |
|---|--|
| 1 名義の区分 | 共催 ・ 後援 ・ その他 () ※ロゴマークを使用 <input type="checkbox"/> |
| 2 事業名 | |
| 3 開催期間 | |
| 4 開催場所 | |
| 5 事業の概要 | |
| 6 (1) 参加者数 (2) その他 (当日配布したプログラム等) | |